

新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

令和2年2月28日

吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症対策について、国では、令和2年1月30日に、内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し政府としての対策を総合的かつ強力に推進することとした。

静岡県においては、新型コロナウイルスによる肺炎について政府が「指定感染症」とすることを閣議決定したのを受け、危機管理連絡調整会議を開催するなど、令和2年2月17日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、県の基本方針が決定された。

一方、当町においては、町長の指示により、令和2年2月18日に吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、庁内における情報共有を図り、感染症対策について万全を期してきたところである。

このような中、国では、令和2年2月25日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、令和2年2月26日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理が「この1、2週間で感染拡大防止に向けて極めて重要」としたうえで「地方自治体、医療関係者、事業者、国民と一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていく」と呼びかけた。

この発言を受け、当町としても吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町の対応方針を明確にし、感染拡大防止を推進することとする。

なお、本方針は、引き続き感染拡大状況、検査治療方法の進展等の情勢の変化、国、県の対応方針を踏まえながら、適宜見直すこととする。

2 感染防止に向けた対応方針

(1) 中止・延期する行事の考え方

- ① 不特定多数（参加者が特定できない）が参加する行事等
- ② 開催時期を変更できるもの
- ③ 代替手段により対応できるもの

※中止、延期についての一覧は別紙参照

(2) 町民に対する情報提供

ホームページ、よしポケ NEWS に随時掲載

（状況により情報提供方法を検討）

(3) 感染防止策の徹底

- ① 個人の感染防止策の周知・啓発
 - ・手洗い ・マスクの着用を含む咳エチケット
 - ・人混みへの不要不急の外出を避ける
 - ・発熱や風邪症状のある人は外出を控える

- ② 開催する行事の主催者は感染防止策をとる